

工事の主観的事項の評価（主観点数）について （令和5・6年度競争入札参加資格）

工事の適正な履行の確保を図るとともに、事業者の技術力等の向上や社会的貢献への意欲を高めるため、令和5・6年度競争入札参加資格の認定においても、事業者に対する相模原市独自の項目（以下「主観的事項」という。）の評価を行います。

なお、今回の定期申請では、次のとおり評価項目を一部見直すものとします。

1 評価項目の追加・変更

（1）市への貢献度

市への貢献度の項目では、「本市との災害復旧協定等の締結の有無」と「協定に基づく業務への従事実績」を加点対象としていましたが、令和5・6年度競争入札参加資格の認定においては、「本市との災害復旧協定等の締結の有無」のみを加点対象とします。なお、該当する発注数変動に柔軟に対応するため、「協定に基づく業務への従事実績」は評価型入札等でのより積極的な反映を検討します。

（2）企業の社会的責任

環境や社会に配慮した事業活動、地域貢献への積極的な取組を行う市内事業者を入札参加資格の認定においても評価するため、「さがみはらSDGsビジネス認証の取得」を加点対象に追加します。また、当該項目に統合する形で、「若者雇用の取組状況」を加点対象から削除します。

2 主観的事項の評価と使用方法

主観的事項の評価は、「3 評価項目及び算定基準」のとおり、評価項目ごとに点数化して行います。また、主観的事項の各評価項目の点数を合算したものを「主観点数」とします。

経審（建設業法における経営事項審査）の総合評定値（P点）に、主観点数を加算したものを「総合点数」とし、競争入札における入札参加条件として使用します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{「総合点数」} \\ \hline \text{業者格付に使用} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{「総合評定値」（経審P点）} \\ \hline \text{建設業法上の評価} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{「主観点数」} \\ \hline \text{本市独自の評価} \\ \hline \end{array}$$

令和5・6年度競争入札参加資格認定における、総合点数の有効期間は、認定時から令和7年3月末日までです。

なお、毎年度、登録事業者数、発注予定件数等を考慮し、一部業種において総合点数による格付け（ランク付け）を行います。

3 評価項目と算定基準

項目及び配点	算定基準		
	評価点	計算方法	算定の範囲
1. 工事成績評価 (※1) - 20点～25点 (申請業種毎に算定)	80点以上	一律25点	25点
	75点から79点 まで	(評価点-65) ×1.5	15点～21点
	65点から74点 まで	評価点-65	0点～9点
	55点から64点 まで	(評価点-65) ÷2	-5点～0点
	50点から54点 まで	評価点-65	-15点～ -11点
	50点未満	一律-20点	-20点
	2. 市への貢献度 10点を限度とします (当該事業者に加点)	相模原市と災害復旧の協定等を締結している事業者	
3. 労働災害への対応 5点を限度とします (当該事業者に加点)	建設業労働災害防止協会に加入している事業者		5点
4. 優良工事表彰 (※2) 20点を限度とします (当該申請業種に加点)	定期申請の認定審査を行う年度とその前年度(今回は令和3年度と令和4年度)に相模原市優良工事表彰要綱に基づく表彰を受けた事業者 受賞が1年度あたり1回		5点 10点
5. 企業の社会的責任 15点を限度とします (当該事業者に加点)	①さがみはらSDGsビジネス認証の取得 さがみはらSDGsビジネス認証制度実施要綱に基づく認証 取得事業者		8点
	②障害者の雇用状況 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を超えて1人以上を雇用している事業者又は義務付けられている事業者以外で障害者を1人以上雇用している事業者		3点
	③男女共同参画の取組状況 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定している事業者 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画を策定している事業者		2点 2点
6. 建設キャリアアップシステムへの登録 5点を限度とする (当該事業者に加点)	建設キャリアアップシステムの事業者登録を行っている事業者		5点

7. 指名停止 (※3) (当該事業者を減点)	定期申請の認定審査を行う年度とその前年度 (今回は令和3年度と令和4年度) に相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けた事業者 指名停止期間1月につき - 5点
計80点を限度とします	

※1：工事成績評価について

令和2年度及び令和3年度において工事が完成し評価された評価点を基に算定します。

JVの工事成績は、各構成員の工事成績として反映します。

請負工事の業種に対応する申請業種毎に算定し、又、同一業種で評価点が複数存在する場合は、その平均値 (小数第1位で四捨五入) を基に算定します。なお、算定した結果に小数点以下の端数が生じた場合、切り捨てるものとします。

※2：優良工事表彰の配点例

	受賞回数		配点		
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	合計
例1	0回	1回	0点	5点	5点
例2	1回	2回	5点	10点	15点
例3	1回	3回	5点	10点 【注】	15点

【注】：受賞回数1年度あたり2回以上は一律10点となります。

※3：1月に満たない期間がある場合、15日以上は1月に切り上げ、15日未満は切り捨てます。